

「平成 25 年度大学入試センター試験」を大分大学で受験するみなさんへ

平成 25 年 1 月 19 日（土）・20 日（日）に本学旦野原キャンパスで実施する「平成 25 年度大学入試センター試験」について、下記のとおりお知らせします。

【試験場の下見】

- ・ 試験前日 1 月 18 日（金）の下見については、14 時～16 時の間に行ってください。
なお、下見ができるのは試験室前までで試験室内へ入ることはできません。

【試験当日の送迎】

- ・ 1 月 19 日（土）～20 日（日）試験当日、関係者以外の立ち入りを制限し、公共交通機関やバス利用を優先した交通規制を行います。構内通行の際は交通整理員の指示に従ってください。なお、構内での事故等について本学では一切関知しません。
- ・ 受験者及び付添者は、できる限り、乗用車の使用を避け、バス又は JR を利用していただくようお願いいたします。

【交通情報】

平成23年11月28日（月）から平成25年3月頃までの間、本学旦野原キャンパス(大分市)近くの国道10号線で「敷戸橋（上り線）撤去及び新設工事」が実施されております。これに伴い、「大分大学入口交差点」付近を含む道路において交通渋滞が発生する恐れがあります。

受験生の方は余裕を持って試験会場に向かうようにしてください。

なお、工事の詳細につきましては、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所のホームページ URL：http://www.qsr.mlit.go.jp/oita/press/111107/pdf111107_1.pdf でご確認ください。

【試験室への入室】

受験教科として登録していない教科の試験時間は、試験室に入室できません。受験しない時間帯は、駐車場のバスの中、生協(食堂)及び図書館などで待機し、試験場周辺では騒がないように気を付けてください。

また、1 日目の地理歴史・公民の 1 科目のみを受験する者及び 2 日目の理科の 1 科目のみを受験する者の試験室への入場は、2 科目受験者が試験中であることから、**10 時 00 分**からとします。それまでは試験場付近への立ち入りは制限します。1 科目受験者の入室については、静かに入室するようにしてください。

【携帯電話、時計の使用について】

- ・ **試験室内では、休憩時間中でも携帯電話などの音の出る機器の使用を一切禁止**します。
- ・ 試験時間中に時計代わりに携帯電話等（ipod 等を含む）の時計機能を使用することもできません（机上に置くことができません）。
- ・ **試験室に入る前に、携帯電話等のアラームの解除と電源が切れていることを必ず確認**してください。
アラームの設定できる時計についても、必ずアラームは解除して使用してください。

- ・携帯電話には、電源を切っけていても、アラームを設定していると、設定した時刻に電源が入り、アラームが鳴る機種があります。機種にかかわらず、アラームの解除と電源が切れていることを確認し、身につけずに、かばん等にしまってください。
- ・アラームの解除がわからない人や電源の切り方がわからない人、しまっておくかばん等がない人は、試験場本部や試験監督者又は大学の試験担当職員に受験番号と名前を告げて預けて指示に従ってください。試験時間中に携帯電話や時計等の音を長時間鳴らすなど、試験の進行に多大な影響を与えると、「不正行為」となることがあります。

【不正行為】

- (1) 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じられ、それ以後の受験はできなくなります。また、受験した大学入試センター試験のすべての教科・科目の成績を無効とします。
- ア) 志願票、受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入(受験票・写真票に本人以外の写真をはることや解答用紙に本人以外の名前・受験番号を記入するなど。)をすること。
 - イ) カンニング(カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど)をすること。
 - ウ) 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
 - エ) 試験時間中に、問題冊子を試験室から持ち出すこと。
 - オ) 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
 - カ) 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
 - キ) 試験時間中に、携帯電話や電子辞書、ICレコーダー等の電子機器類を使用すること。
 - ク) 試験時間中に、定規、コンパス、電卓等の補助具を使用すること。
 - ケ) 「解答やめ。鉛筆を置いて問題冊子を閉じてください。」の指示に従わず、鉛筆や消しゴムを持っていたり解答を続けること。
- (2) 上記(1)以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、上記(1)と同様です。
- ア) 試験時間中に、携帯電話等の電子機器類や定規、コンパス、電卓等の補助具をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
 - イ) 試験時間中に携帯電話や時計等の音(着信・アラーム・振動音など)を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
 - ウ) 試験監督者の指示に従わず、ICプレーヤーを操作したりICプレーヤーの故障について虚偽の申出をすること。
 - エ) ICプレーヤー・音声メモリーを試験室から持ち帰ること。
 - オ) 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申出をすること。
 - カ) 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
 - キ) 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
 - ク) その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。

【本件に関するお問い合わせ先】

学生支援部入試課

電話：097-554-7471